

公職選挙法違反事案に係る再発防止に向けた取組について

令和4年3月24日

令和3年12月24日、当時の副知事が公職選挙法違反の容疑で略式起訴され、辞職するという事案が発生しました。

これを受け、県では直ちに2つの宣言(以下「2宣言」)を県民の皆様にお約束しました。

【2宣言】

- 1 今後、今回のような選挙を巡る組織的な勧誘は一切なくす
- 2 仮に外部から求められたとしても、すべて断る

「組織的な勧誘」とは、今回の事案で行われた、後援会のリーフレット配布や入会申込書への記入依頼はもちろんのこと、個人演説会や決起集会等への参加依頼も含み、今後は、こうした選挙を巡る組織的な勧誘やそれにつながるおそれのあることについて、一切行わないこととします。

については、2宣言を着実に履行するため、県として再発防止に向けた5つの取組を、以下のとおり行うこととしました。

県民の皆様の信頼回復に県庁を挙げて全力で取り組んでまいります。

○ 甘い認識を「持たない」

1 職員の遵法意識の徹底

管理職に対し、公務員倫理や公職選挙法等に関する研修を実施するとともに、各階層別研修においても同様の内容を盛り込み、職員の遵法意識の徹底を図ります。

2 厳正な服務規律の確保

選挙に係る服務規律確保の庁内向け通知について、今後は具体例を盛り込むこととし、公職選挙法違反等に対しては、懲戒処分を含め、厳正に対処することを明示します。

○ 勧誘を受けても「抱え込まない」

3 組織としての対応を明確化

選挙を巡る依頼があった場合には、個人ではなく組織として断ることとし、その内容等を公表することがあり得ることを明確化します。

4 公益通報制度の活用・周知

選挙を巡る依頼があった場合に、公益通報制度が活用できることを明示した上、職員への周知啓発を行います。

○ 今回の事案を「忘れない」

5 「コンプライアンスの日」の制定

毎年12月24日をコンプライアンスの日とし、今回の事案の概要や2宣言及び5つの取組について職員への周知を行い、事案の風化を防ぎます。